

**目的** 市又は市民団体等が主催する行事中の不測の事故について、市民活動災害補償保険制度をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与すること。

**概要** 市が保険契約者となり保険料を負担します。本制度は、「傷害保険」と「損害賠償責任保険」により構成されており、対象となる事故は次に掲げるとおりです。

- ① 市民活動中に指導者等の過失により、他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を損壊した場合において、指導者等が法律上の賠償責任を負うことになる事故。
- ② 市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等又は参加者が死亡又は負傷した事故。
- ※ ただし、補償の対象にならないケースもありますので、詳細につきましては担当までお問い合わせください。

**補償内容**

1. 傷害保険		
① 死亡保険金	1名あたり	200万円
② 後遺傷害保険金	1名あたり	程度により200万円まで
③ 入院保険金	1名あたり	3,000円/日
④ 手術給付金	1名あたり	手術の種類に応じ3万円まで
⑤ 通院保険金	1名あたり	2,000円/日
2. 賠償責任保険		
てん補限度額（身体・財物共通）	1事故	5億円

- 利用方法**
- ① 事故が発生した場合は、所管課にお問い合わせください。
  - ② 保険の対象となり得る場合は、規定の事故報告書（様式第1）と指定する書類を所管課等へ提出してください。

- 提出書類**
- 事故報告書
  - 団体の概要が把握できる資料（会則及び規約等）
  - 当日の参加者名簿（当日活動に参加した方のお名前がわかる資料）
  - 事故発生日、事故発生場所、事故発生時間などが把握できる資料（案内文書等）
  - 事故発生状況等が説明できる資料（写真等）

**問合せ先** 犬山市役所経営部総務課行政グループ  
 〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地  
 TEL 0568(44)0300 FAX 0568(62)4730  
 メール 010300@city.inuyama.lg.jp